

三豊市管財課

2007 三豊市入札制度改革(試行)案

制度改革要旨

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号）において、一般競争入札を拡大し競争性、透明性を高めることが談合防止のための有効な方策であるとされているが、地元中小企業の受注が難しくなるという側面もある。一方では、官公需法などによる中小企業の受注機会の確保の要請があるのも事実である。また、地元中小企業は当該地域で災害が発生した場合の緊急出動等の地域貢献に果たす役割も大きい。

このため、三豊市における入札制度については地域産業の育成にも配慮しつつ、透明性と競争性の確保も図る必要があるとの観点から試行的に順次制度の改革を進めることとする。

I. 入札及び契約の過程並びに契約内容の透明性の確保

1) 入札参加資格基準の見直し（平成 19 年 6 月 1 日発注工事から適用）

ランクの統合（簡素化）

土木工事	A、B、C、D	→	A、B、C
建築工事	特 A、A、B、C	→	A、B、C
舗装工事	A、B	→	A、B
電気工事	特 A、A、B、C	→	A、B、C
管工事	特 A、A、B、C	→	A、B、C
水道施設工事	A、B、C、D	→	A、B、C
その他	A、B、C	→	A、B、C

グループ制の見直し廃止

A、B ランクはランク内細分化（グループ）を廃止、C ランクはグループ制を残す
(土木工事)

	平成 18 年度	平成 19 年度～
A ランク	a (9)、b (9)	18 社
B ランク	a (11)、b (11)	18 社
C ランク	a (11)、b (8)、c (9)、d (8)	
D ランク	a (10)、b (11)	a (19)、b (14)、c (11)、d (16)、e (13)

水道施設工事の指名基準の明確化、入札事務の一元化

水道局独自のグループ制を廃止し、資格基準によるランク制に統一する

水道局管理課での工事入札を廃止し、一般の工事と同様に市管財課で入札を行なう

港湾工事の指名基準の明確化

旧町で港湾工事実績のある者からの選定を廃止し、土木一般の指名方法に統一する

指名参加資格の拡大

香川県の審査総合評点（客観点数+技術点数）を基に、資格点数を有する者はすべて有資格ただし、業種によっては香川県の指名実績等を勘案する。

II. 公正な競争促進のための入札方法の改善

1) 一般競争入札の範囲拡大・・・（平成 19 年 9 月 1 日発注工事から適用）

平成 18 年度		平成 19 年度～	
工種	金額	工種	金額
全て	5 億円以上	建築工事	1 億円以上
		上記以外	5 千万円以上

他団体の状況	香川県	現在	1億円以上の工事
		今後	5千円万円以上の工事
観音寺市	現在	5億円以上の工事	
	今後	1億円以上に統一（予定）	
丸亀市	現在	5億円以上の工事	
	今後	1億円以上に統一	

2) 予定価格の公表と入札回数の見直し

130万円以上（予定価格）の工事契約に関する入札については、予定価格を事前公表とし、入札回数を、現行の3回から1回とする。（事前公表外については、3回）

III. 低入札価格調査制度の適正な実施等によるダンピング受注の防止の徹底

1) 最低制限価格の導入

ダンピングの防止のため、130万円以上（予定価格）の工事契約に関する入札については、最低制限価格を設定し事後公表とする。

IV. 談合に対する適切な対応による不正行為の排除

1) 談合防止マニュアルの普及徹底

三豊市入札談合情報対応マニュアル（平成18年12月策定）

2) 入札談合関与防止法の周知徹底

改正「入札談合等関与行為防止法」職員研修会の開催（公正取引委員会）

V. 適正な施工の確保

1) 発注者支援データベースの活用

コリンズ、テクリスにより受注状況、技術者の状況等を把握し適正な施工体制の確保に努める

2) 施工体制把握のために工事監督、検査を充実すべく専門技術員等の配置と組織体制が必要

工事成績採点評価、指定検査の導入検討（組織体制、環境整備が必須）

下請け発注の適正化を図るためチェック体制を充実する。

VI. 電子入札の導入等の推進

1) 電子入札導入に関する検討（H20年度試行的導入を目指して本年度調査研究）

事務の簡素化、入札に関する経費節減とともに、インターネットで公表することにより公募型指名競争入札や条件付き一般競争入札等への活用により一層の競争性の向上と、談合防止効果が期待できる

他団体の導入状況 香川県 現在 3000万円以上の工事

H19年度～ すべての工事とする

観音寺市 H19 検討 H20 試行 H21 実施

丸亀市 H19 調査 H20 検討 H21 試行

VII. 関係例規等の充実

「三豊市建設工事指名競争入札参加者資格基準」の見直し

「三豊市建設工事指名競争入札指名業者指名規程の運用基準」の制定

「三豊市入札参加者選定等取扱要綱」の制定

「三豊市入札心得」の見直し

ホームページ掲載資料

三豊市管財課

入札契約制度の変更点(建設工事)

※1 ランクの統合・簡素化	特A、Dの廃止によりランクを簡素化します 土木工事 A、B、C、D → A、B、C 建築工事 特A、A、B、C → A、B、C 舗装工事 A、B → A、B 電気工事 特A、A、B、C → A、B、C 管工事 特A、A、B、C → A、B、C 水道施設工事 A、B、C、D → A、B、C その他 A、B、C → A、B、C
※1 発注基準の見直し	簡素化したランク毎に新たな発注基準を設定
一般競争入札の範囲拡大	一般競争入札の対象工事 原則として、設計金額5,000万円以上の工事。ただし、建築工事については1億円以上の工事
入札事務の一元化	水道局発注の工事についても、市発注工事と同様に管財課で執行する
予定価格の公表	130万円以上の工事・・・事前公表 130万円未満の工事・・・事後公表 ただし、工事内容によっては非公表の場合もある
入札回数	予定価格事前公表の場合・・・1回 予定価格事後公表、非公表の場合・・・3回以内
最低制限価格の設定	130万円以上の工事・・・事後公表 130万円未満の工事・・・設定しない ただし、工事内容によっては非公表の場合もある
下請け受注の適正化	・一括下請（丸投げ）等禁止事項に対する厳正な対処
その他	・工事施行管理体制、検査体制の充実への取組み ・電子入札（H2O 試行的導入）への準備

本改正は、平成19年6月1日以降の発注工事から適用する。ただし、一般競争入札については9月1日以降の発注工事から適用する。

※1 (詳しくは、改正後の三豊市建設工事指名入札参加資格基準をご覧ください)